

東郷町地域防災計画

(令和 5 年度版)

東郷町防災会議

目次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 東郷町地域防災計画の作成又は修正	3
第5節 計画の周知徹底	3
第6節 防災組織の整備	3
第2章 本町の特質と災害要因	5
第1節 本町の地形・地質等	5
第2節 過去の災害状況	5
第3節 社会的条件	10
第3章 被害の想定	11
第1節 地震被害の想定	11
第2節 風水害等の災害想定	16
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	18
第1節 実施責任	18
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	19
第2編 災害予防	33
第1章 防災協働社会の形成推進	33
第1節 防災協働社会の形成推進	33
第2節 自主防災組織、ボランティアとの連携	34
第3節 企業防災の促進	37
第2章 建築物等の安全化	39
第1節 地震災害に対する建築物の耐震推進	39
第2節 風水害等に対する公共建築物等の災害予防	41
第3節 道路・橋梁・河川・ライフライン関係施設等の整備	42
第4節 文化財の保護	50
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	51
第3章 都市の防災性の向上	54
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	54
第2節 防災上重要な都市施設の整備	54
第3節 建築物の不燃化の促進	55
第4節 市街地の面的な整備・改善	55
第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	56

第1節	土地利用の適正誘導	56
第2節	液状化対策の推進	56
第3節	宅地造成の規制誘導	57
第4節	土砂災害の防止	57
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	60
第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等	61
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	61
第6章	避難行動の促進対策	69
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	69
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	70
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	71
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	73
第5節	避難に関する意識啓発	74
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	77
第1節	避難所の指定・整備等	77
第2節	要配慮者支援対策	80
第3節	帰宅困難者対策	84
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	86
第1節	火災予防対策に関する指導	86
第2節	消防力の整備強化	87
第3節	危険物施設の防災対策	88
第4節	毒物劇物取扱施設の防災対策	88
第5節	放射性物質及び原子力災害予防対策	89
第9章	広域応援・受援体制の整備	90
第1節	広域応援・受援体制の整備	90
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	91
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	92
第4節	防災活動拠点の確保等	92
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	94
第1節	防災訓練の実施	94
第2節	防災のための意識啓発・広報	97
第3節	防災のための教育	99
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	101
第11章	防災に関する調査研究の推進	102
	防災に関する調査研究の推進	102
第3編	災害応急	104
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	104

第1節	災害対策本部の設置・運営	104
第2節	職員の派遣要請	116
第3節	災害救助法の適用	117
第2章	避難行動	119
第1節	地震情報及び気象情報等の伝達	119
第2節	避難情報	125
第3節	住民等の避難誘導等	129
第4節	広域避難	131
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	132
第1節	被害状況等の収集・伝達	132
第2節	通信手段の確保	138
第3節	被害状況等の調査収集及び伝達の個別計画	140
第4節	広報	146
第4章	応援協力・派遣要請	149
第1節	応援協力	149
第2節	応援部隊等による広域応援等	151
第3節	自衛隊の災害派遣	152
第4節	ボランティアの受入	156
第5節	防災活動拠点の確保等	158
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	159
第5章	救出・救助対策	161
第1節	救出・救助活動	161
第2節	航空機の活用	162
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	165
第1節	医療助産救護	165
第2節	防疫・保健衛生	169
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	174
第1節	道路交通規制等	174
第2節	道路施設対策	179
第8章	水害防除対策	183
第1節	水防	183
第2節	防災営農	186
第9章	浸水対策	189
第1節	浸水想定区域における対策	189
第2節	浸水対策	190
第10章	避難者・帰宅困難者対策	191
第1節	避難所の開設	191

第2節	避難所の運営	193
第3節	要配慮者支援対策	199
第4節	帰宅困難者対策	200
第11章	水・食料・生活必需品等の供給	202
第1節	給水	202
第2節	食料の供給	203
第3節	生活必需品の供給	206
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	208
第1節	環境汚染防止対策	208
第2節	地域安全対策	209
第13章	遺体の取扱い	210
第1節	遺体の捜索	210
第2節	遺体の処理	211
第3節	遺体の埋火葬	212
第14章	ライフライン施設等の応急対策	214
第1節	電力施設対策	214
第2節	ガス施設対策	216
第3節	上水道施設対策	218
第4節	下水道施設対策	218
第5節	通信施設の応急措置	219
第6節	郵便業務の応急措置	222
第7節	ライフライン施設の応急復旧	222
第15章	航空災害対策	224
第16章	道路災害対策	226
第17章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	228
第1節	危険物等施設対策	228
第2節	危険物等積載車両対策	230
第18章	放射性物質及び原子力災害応急対策	231
第1節	放射性物質災害発生時の応急対策	231
第2節	特定事象発生時の応急対策	232
第3節	緊急事態応急対策	234
第4節	県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策	236
第19章	大規模な火事災害及び林野火災対策	237
第1節	大規模な火事災害対策	237
第2節	林野火災対策	240
第20章	住宅対策	243
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	243

第2節	被災住宅等の調査	244
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	244
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	245
第5節	住宅の応急修理	247
第6節	障害物の撤去	248
第21章	応急教育・応急保育	250
第1節	対策の伝達及び臨時休業等の措置	250
第2節	教育施設及び教職員の確保	251
第3節	応急な教育活動についての広報	253
第4節	教科書・学用品等の給与	253
第5節	学校給食対策	254
第6節	児童生徒の健康保持	254
第7節	応急保育対策	254
第8節	文化財の応急対策	255
第22章	災害救助法の適用	256
	災害救助法の適用	256
第4編	災害復旧・復興	259
第1章	復興体制	259
第1節	復興本部の設置等	259
第2節	復興計画等の策定	259
第3節	職員の派遣要請	260
第2章	公共施設等災害復旧対策	261
第1節	公共施設災害復旧事業	261
第2節	激甚災害の指定	262
第3節	暴力団等への対策	264
第3章	災害廃棄物処理対策	266
	災害廃棄物処理対策	266
第4章	震災復興都市計画の手続き	268
第1節	第一次建築制限	268
第2節	第二次建築制限	269
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	269
第5章	被災者等の生活再建等の支援	270
第1節	り災証明書の交付等	270
第2節	被災者への経済的支援等	271
第3節	金融対策	274
第4節	住宅対策	276
第5節	労働者対策	277

第6章 商工業・農林水産業の再建支援	279
第1節 商工業の再建支援	279
第2節 農林水産業の再建支援	279
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	281
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	281
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	281
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	285
別紙 東海地震に関する事前対策	289
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	289
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	289
第2節 東海地震に関する情報	291
第2章 地震災害警戒本部の設置等	293
第1節 地震災害警戒本部の設置	293
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	301
第3節 警戒宣言発令時等の広報	304
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	306
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	307
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	307
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	308
第4章 発災に備えた直前対策	311
第1節 避難	311
第2節 消防、浸水等対策	314
第3節 社会秩序の維持対策	314
第4節 道路交通対策	315
第5節 鉄道	317
第6節 バス	318
第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	319
第8節 生活必需品の確保	321
第9節 金融対策	322
第10節 郵政事業対策	324
第11節 病院、診療所	324
第12節 緊急輸送	324
第13節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	326
第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策	327
第1節 道路	327
第2節 河川及び農業用ため池	327
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	327

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	329
第5節 工事中の建築物等に対する措置	330
第6章 他機関に対する応援要請	331
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	331
第2節 自衛隊の地震防災派遣.....	331
第7章 住民のとりべき措置.....	333
第1節 家庭においてとりべき措置	333
第2節 職場においてとりべき措置	334